



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 19 日 (金)
第 8 8 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (533) (福祉監査指導課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (534) (障がい福祉課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (535) (〃) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (536) (子育て応援課) 3
	県統計調査の実施 (537) (循環型社会推進課) 3
	土地改良区の役員の退任 (538) (東部農林事務所) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 4

告 示

鳥取県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川676-8	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	訪問介護	平成28年6月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川676-8	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	介護予防訪問介護	平成28年6月30日

鳥取県告示第534号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経外科	肢体不自由	竹内 啓九	倉吉市瀬崎町2714-1 医療法人十字会野島病院
神経内科	〃	三宅 正大	〃
眼科	視覚障害	三宅 瞳	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	佐々木 慎一	〃
〃	〃	稲田 耕大	〃
〃	〃	瀬戸川 章	西伯郡南部町倭485-1 さいはく眼科クリニック
心臓血管外科	心臓機能障害	白谷 卓	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害、肢体不自由	吉田 一成	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

鳥取県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年 8 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年6月1日
真木正規	東伯郡湯梨浜町大字宮内128	ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	〃	〃
株式会社エスマイル	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	エスマイル薬局境港店	境港市馬場崎町177-3	〃	〃
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	育成医療、更生医療	〃
株式会社吉田一陽堂薬局	鳥取市戎町413	吉田一陽堂若桜橋薬局	鳥取市戎町413	精神通院医療	平成28年8月1日

鳥取県告示第536号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 8 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県医療的ケアが必要な児童等の地域生活支援に関するニーズ調査業務公募型プロポーザル審査会	平成28年度に実施する医療的ケアが必要な児童等の地域生活支援に関するニーズ調査業務の受託者の選定に関する事項	平成28年8月19日から同年9月30日まで	子育て王国推進局 子育て応援課

鳥取県告示第537号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年 8 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
平成27年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業者数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負金額（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）

ウ 廃棄物等の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

(ア) 廃棄物等の年間発生量

(イ) 自社での中間処理方法、処理後量、処理後の処分方法・処分先、再生利用用途・再生利用先

(ウ) 委託中間処理方法・処理先、処理後の処分方法・処分先・残さ量、再生利用用途・再生利用先

(2) その基準となる期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業者数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる方法で行う。

7 報告を求める期間

平成28年8月19日から同月29日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年8月19日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 淵 稔 鳥取市河原町本鹿117

平成28年7月28日退任

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

モニタリング車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月30日（木）

(4) 納入場所

米子市目久美町55 日本交通株式会社米子営業所

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。

おって、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料金を含めた金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年8月29日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。
- (3) 平成28年8月19日(金)から同年9月26日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年8月19日(金)から同年9月26日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (6) 開札日において有効であるISO9001の認証取得を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課安全対策担当

電話 0857-26-7854

- (3) 入札説明書の交付方法

平成28年8月19日(金)から同年9月7日(水)までの日にインターネットのホームページ(鳥取県物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年8月19日(金)から同年9月7日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年9月21日（水）午前9時から同月26日（月）正午まで（午後6時から翌午前8時30分までの間及び日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年9月26日（月）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成28年9月7日（水）午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時刻
- (2) 入札の無効
2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 電子証明書
本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring car Quantity 1
- (2) September 7, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 26, 2016 Noon : Time-limit for submission of tenders
September 23, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7432